

【R3年度】 21世紀出雲水産業総合助成事業 補助対象事業一覧

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助金の限度額	事業実施主体
漁業環境整備事業	資源回復事業	・種苗の購入経費	1/2以内	100万円	・JFしまね 平田支所・大社支所
		・放流場所の調査経費			
	漁場環境改善事業	・中間育成及び養殖に必要な施設整備経費	1/3以内	100万円	・地域団体 ・認定企業経営体
		・海底清掃経費	1/2以内	50万円	
漁業従事者支援事業	新規漁業者支援事業	・船舶、漁業用機械・機器の整備経費	1/2以内	200万円	・新規漁業者
		・漁網の購入経費			
		・漁業に必要な資格取得経費			
	沿岸漁業スタートアップ事業	・漁船、漁具、漁業用機器の購入等の経費	2/3以内	200万円	・認定新規漁業者 (県の認定必要)
	新規企業経営体支援事業	・船舶、漁業用機械・機器の整備経費	1/3以内	200万円	・新規企業経営体
		・漁網の購入経費			
	認定漁業者支援事業	・船舶、漁業用機械・機器の整備経費	1/3以内	200万円	・認定漁業者
		・漁網の購入経費			
	認定企業経営体支援事業	・認定漁業者による新規漁業者への指導料	定額	60万円/人 (月額5万円/人)	・認定企業経営体
		・船舶、漁業用機械・機器の整備経費	1/3以内	200万円	
・漁網の購入経費		1/3以内	200万円		
省力化施設整備事業	・新たな水産業種に取り組む際の施設整備経費	1/3以内	200万円	・認定企業経営体	
	・新規就業者に係る基本給相当額	1/3以内	30万円/人 (月額5万円/人)		
	・漁船維持管理の省力化に係る施設整備経費	1/3以内	50万円		
地域水産業振興事業	ブランド開発支援事業	・特産品の開発・生産拡大に必要な経費	1/2以内	100万円	・JFしまね 平田支所・大社支所
		・特産品の生産拡大に必要な施設整備経費	1/3以内	100万円	
	流通改善対策事業	・流通改善に必要な施設整備経費	1/3以内	100万円	・JFしまね 平田支所・大社支所
	地魚消費拡大事業	・地元水産物の消費普及活動・販路拡大経費	1/2以内	100万円	・地域団体 ・認定漁業者 ・認定企業経営体
・地元水産物の販売に必要な施設整備経費		1/3以内	100万円		
特別支援事業	漁業者グループ特別支援事業	・漁業者グループが実施する後継者対策、魚価向上対策に必要な経費	定額	500万円	・認定グループ
	調査研究特別支援事業	・魚価向上、水産物のブランド化等に係る調査研究経費	定額	300万円	・JFしまね大社支所
	災害時緊急特別支援事業	・災害により破損した船舶・設置型漁網等の復旧に必要な経費（保険の適用が可能な場合は除く）	1/3以内	200万円	・地域団体 ・認定漁業者 ・認定企業経営体

【R4年度～】 21世紀出雲水産業総合助成事業 補助対象事業一覧

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助金の限度額	事業実施主体
漁業環境整備事業	資源回復事業	・種苗の購入経費	1/2以内	100万円	・JFしまね 平田支所・大社支所
		・放流場所の調査経費			
	漁場環境改善事業	・中間育成及び養殖に必要な施設整備経費	1/3以内	100万円	・地域団体 ・認定企業経営体
		・海底清掃経費	1/2以内	50万円	
漁業従事者支援事業	新規就業促進事業【新規】	・就業一時金の交付	定額	60万円	・新規漁業者
	新規漁業者支援事業【拡充】	(市単事業)	1/2以内	200万円	・新規漁業者
		・船舶、漁業用機械・機器の整備経費			
	沿岸漁業スタートアップ事業(県事業)	・漁網の購入経費	2/3以内	300万円	・認定新規漁業者 (県の認定必要)
		・漁業に必要な資格取得経費			
	新規企業経営体支援事業	・漁船、漁具、漁業用機器の購入等の経費	1/3以内	200万円	・認定新規漁業者 (県の認定必要)
		・船舶、漁業用機械・機器の整備経費			
	認定漁業者支援事業	・漁網の購入経費	1/3以内	200万円	・認定漁業者
		・認定漁業者による新規漁業者への指導料			
	認定企業経営体支援事業	・船舶、漁業用機械・機器の整備経費	1/3以内	200万円	・認定企業経営体
・漁網の購入経費					
・新たな水産業種に取り組む際の施設整備経費		1/3以内			
省力化施設整備事業	・認定漁業者による新規漁業者への指導料	定額	60万円/人 (月額5万円/人)	・認定企業経営体	
	・船舶、漁業用機械・機器の整備経費	1/3以内	200万円		
	・漁網の購入経費	1/3以内	200万円		
地域水産業振興事業	地魚魅力向上事業【縮小】	・船舶維持管理の省力化に係る施設整備経費	1/3以内	50万円	・地域団体
		・新たな水産業種に取り組む際の施設整備経費	1/3以内	200万円	
特別支援事業	漁業者グループ特別支援事業【縮小】	・新規就業者に係る基本給相当額	1/3以内	30万円/人 (月額5万円/人)	・認定企業経営体
		・特産品の開発に必要な経費	1/2以内	50万円	
	災害時緊急特別支援事業	・地元水産物の生産拡大、付加価値向上、消費拡大に必要な経費	1/3以内	100万円	・JFしまね 平田支所・大社支所 ・地域団体 ・認定漁業者 ・認定企業経営体
特別支援事業	漁業者グループ特別支援事業【縮小】	・地元水産物の生産拡大、流通改善、販売に必要な施設整備経費	1/3以内	100万円	・認定漁業者 ・認定企業経営体
		・漁業者グループが実施する後継者対策、魚価向上対策に必要な経費	定額	300万円	・認定グループ
特別支援事業	災害時緊急特別支援事業	・災害により破損した船舶・設置型漁網等の復旧に必要な経費（保険の適用が可能な場合は除く）	1/3以内	200万円	・地域団体 ・認定漁業者 ・認定企業経営体

※調査研究特別支援事業は削除